

官報

号外 昭和二十五年三月二十一日

○第七回参議院會議録第三十一号

昭和二十五年三月二十日(月曜日)午前十一時四分開議

議事日程 第二十九号

昭和二十五年三月二十日

午前十時開議

第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院同付)

第二 郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院同付)

第三 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院同付)

第四 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院同付)

第五 アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院同付)

第六 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金担保に関する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案(海外同胞引揚に関する特別委員長提出)

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

医療法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

産業復興公団法の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

医療法の一部を改正する法律案

産業復興公団法の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員淺岡信夫君提出外地残留者の調査に関する質問に対する答弁書

参議院議員三好始君提出農地証券の買上償還に関する質問に対する答弁書

参議院議員油井賢太郎君提出度量衡器の検査に関する質問に対する答弁書

同日委員長から左の報告書を出した。

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案可決報告書

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

厚生委員会諸願審査報告書第一号

厚生委員会諸願審査報告書第二号

厚生委員会諸願審査報告書第三号

厚生委員会諸願審査報告書第四号

厚生委員会諸願審査報告書第五号

厚生委員会諸願審査報告書第六号

厚生委員会諸願審査報告書第七号

厚生委員会諸願審査報告書第八号

厚生委員会諸願審査報告書第九号

同日本院は、左の議案を提出した。

旧軍港市転換法案(佐々木鹿蔵君外二十二名発議)

同日議長は左の予備審査のための内閣送付案を電力問題に関する特別委員会に付託した。

電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案

水路業務法案

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 稻垣平太郎君

労働委員 門屋 盛一君

予算委員 佐伯卯四郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 門屋 盛一君

労働委員 稻垣平太郎君

予算委員 伊達源一郎君

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

〔門屋盛一君発言の許可を求め〕

○議長(佐藤尚武君) 門屋盛一君。

○門屋盛一君 本日はこの際、二十五年度電力割当及び料金改訂問題に関

官報号外 昭和二十五年三月二十一日 参議院會議録第三十一号 緊急質問

議長の報告 會議二十五年度電力割当及び料金改訂問題に関し、国会の審議、調査権に関する

四〇七

明治二十五年三月二十一日

参議院會議録第三十一号

緊急質問

議長の報告

會議二十五年度電力割当及び料金改訂問題に関し、国会の審議、調査権に関する

四〇七

し、国会の審議、調査権に關して緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○大野幸一君 本員は只今の門屋盛一君の緊急質問の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 門屋君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。門屋盛一君。

〔門屋盛一君登壇、拍手〕

○門屋盛一君 本員は二週間ばかり風邪を引いて声を痛めておりますが、この出ない声を無理に張り上げて、この貴重な本会議で緊急質問をせねばならん程国会運営上の大きな問題であります。電力の割当や料金問題について本会議で緊急質問せねばならんということになったのは、今申しましたように国会運営上甚だ遺憾とするものであります。

本問題については、第五国会、第六国会より、しばしば衆参両院の通産委員会において取上げられた問題であります。料金の改訂や割当決定については国会の承認を必要としない。この国会の承認を必要としない現行法を盾として、我が国産業の動脈となり、民生安定の光となるこの重大問題が、ただ事務官僚と関係方面との折衝によつて、十二月上旬に突如として新たなる

制度により発表せられたのであります。それが現在行われているところの地域差新料金の制度であります。この新制度を生地のまま実施されま

と、水力地帯と火力地帯とは甚だしき地域差を生じ、現在すでに設備されて盛んに操業しているところの諸産業の大部分が立行かぬ状態になるのみならず、当然全国的に平等であり且つ均一であるべき管の家庭用電力にまで非常な地域差を来し、民生安定上にも由々しき問題を惹起することとなるのであります。昨年の十二月、両院の通産、安本の委員会が、この政府の暴挙的処置を論難いたしました。殊に衆議院においては、通産、安本合同委員会を開いて、その委員会の決議といたしまして、今後電力の割当料金の改訂等に対しては、たとえ法律的に国会の承認を要しないとしても、国会の意見を尊重しなければならんという委員

会としての決議をいたしました。これは安本長官と通産大臣に通告されておるのであります。そういうふうな国会の動きと需用家の猛烈なる反対陳情のために、やつと現在行われておりますごとく日発補正の方法によりまして、生地そのままの影響を受けずに来ることができましたが、それでも九州、中国地方の産業には多大の影響を受けまして、中には工場閉鎖の止むなきに至つたものもあつたのであります。このよ

うな状況は青木安本長官も池田通産大臣もすてによく御存じのことと思いま

そこの問題になりますのは、二十五年の電力の割当と料金の件についてであります。二十四年の第四、四半期における抜打的改訂による各種産業への影響は実に重大なるものであることは前述の通りであります。しかもその

もかくのごとき事態を惹起することは、一に政府の一方的見解による、政治に對する親切のないやり方の現われであつて、電力の割当にしても、料金を定めるにしても、消費者側のことを考へたやり方の結果と、一は、法規の中に隠れて、国民代表である国会の意思を尊重しない極めて非民主的の考え

方の現われであるのであります。そこで、我々は当参議院に設けられましたところの電力特別委員会におきまして、この問題を取上げたのであります。この特別委員会の目的の一つであるこの電力の割当と料金の問題について、通産、安本の政府委員より、今日まで二十四年度の特に問題を起したところの第四、四半期の経緯と実情につき説明を聞きました。又各地区、各産

業よりの苦情に關する沢山の陳情、請願を聞きまして、いよいよ二十五年度の問題に入らうとしたのであります。政府は参議院の電力特別委員会と約束をいたしました期日までに、これは決して一方的に押し付けた期日ではな

い、それまでには必ず資料が出ます、具体的に申しますならば、三月十四日

までには資料ができるからというその期日までに、必要な関係資料が集まらないのであります。そういったしまして、我々委員会で企画いたしましたところの三月十七日になつても、十八日になつても、この問題の説明をすら聞くことができなかったものであります。然るに聞くところによりますと、又新聞紙で見るところによりますと、安本

では十七日の幹部会で、二十五年の電力供給計画と、第一、四半期の業種別電力割当計画の両案を内定し、本日頃の閣議にかけて決定の段取りになつておるといふことではあります。ところが私は問題であると思つて、各地域、各業種より、国会を通じて数多くの陳情と請願が出ておるのであります。鉄道運賃や煙草料金のごとく、法律上国会の承認を得なければならんものであつたならば、一応今日まで政府の

つておる処置は私は差支ないと思つておる。何故ならば、鉄道運賃や煙草の値上、値下等につきましては国会の承認を得なければならぬ。たとえ閣議決定をしておつても、国会に提案された後において国会はこれらの事項について審議権を有するのであります。又修正権もあるものであります。前に申しましたように、この電力の割当と料金については、国会は承認

権がない、国会に出す必要がない、出す必要がないから政府が、俺の方で勝手にやるのである。国会が資料を出せ、国会が説明を求めても、国会の説明なんかはどうでもよい、自分の方で勝手にやればよいのである。こういう考え方が国会を軽視しておる。国会の調査権を無視しておるといふふうに本員は

解釈するのだ。小さな問題ではないのである。前にも申しましたように、この電力の問題は石炭以上、食糧と同等くらいなウエイトを持つ、国民生活に影響を與えておる大きな問題であつて、戦時立法そのままを受け継いでおる現在の電力関係法の下に民意に副うた運営をやつて行くためには、飽くまでも決定前に、国会より要求せられた

資料を提供し、説明等をなすと共に、国民の陳情、請願等を基とし、尙、委員会多数の意見を尊重しながら事務的の政治の運営ではないかと思つておる。今回通産、安本両当局の我が電力特別委員会にとつたところの行為は、国会の調査権を無視するか、どんなに大目に考へても国会の調査権を軽視するものだと言わざるを得ないのであります。右に對し先ず両大臣の所見を伺いたい。

次に、二十五年の各割当状況について、ここで御説明ができるならば、私は説明はできないことではないと思つて、詳しい説明をして貰いたい。特に

通産大臣からは、あなたの所屬下にあるところの各原局から提出せられたところの二十五年度の電力の需用量と、それからあなたの管轄下にあるところの発電所で二十五年度に発生し得る電力の見通し等について特に細かい説明を求めます。

又安本長官に対しては、割当方針についてできるだけ詳細な説明を求め、尙第一・四半期の割当については、これはもう四月一日から直接影響があるのであるから、どういふ方針の下にどういふことをやつたかということを説明願いたい。或いは両大臣とも、事は関係方面と折衝中であるから、ここで説明はできないと言いかも知れない。私はこれは許されぬ。国会に説明できないようなことはない筈である。国会に説明して、国民の声を聞きながら関係方面との折衝を続けることがよいのじやないかと、こういふふうで考える。(その通り)と呼ぶ者あり)くれぐれも、前以て聞いたところの国会の調査権に対して如何なる考えを持つておるか。これは両大臣の答弁ができませんれば、常に政府を代表すると称するところの増田官房長官の説明を求めらる。

尙、増田官房長官は、政府を代表して当参議院の議院の運営委員会においてしばしば発言されております。その発言の中に、今期国会に提出予定の法案の説明をされましたが、今期国会は五月二日で終り、その後一月後において半致改選の選挙が行われる。この半致改選の選挙というものは国の政治の上において甚だ大きなものであるから、成るだけ今期国会は早目に切上げなければならぬということを政府を代表して言われている。そうして我々各派の代表もそういうことを要望しておつた。それに対して具体的の答えとしては、二月二十日までに閣議決定をして、二月中に提案することのできる法律案だけで今期国会は止め置く、こういふことがしばしば言われているのである。然るに聞くところによると、曾て衆参両院の大問題になつたところの石炭国営案以上に国民生活に重大なる影響を興えると思われる電力再編成に関する法律案が、この月末、即ち三月末になつて提案されようとする。私は五月二日までの会期があるのであるから、五月一日になつて提案されても、それは法律上の問題にならないと思ひます。併し国会の審議権というものを政府はどういふふうで考えておられるか。簡單なる條文の訂正とか、施行期日を延ばすとかいふような日切れの法案と違つて、家庭生活にも、産業上にも、殆んど国民の全部に重大なる影響を興えるところの電力再編成の法案を、一ヶ月足らずの間に両院を通過させる、両院で審議して貰うというふうなことを良心的に政府は考えているかどうか。問題は国会の審議権とい

うものをどういふふうで考えているか。現在でも予算委員会はストップセざるを得ない状態に陥つて居る。これは徴税関係の諸法案の提出が遅れているためである。外から見れば参議院の予算委員会はサボつて居るように見えるであらうが、予算と税制というものは切離すことのできない重要な関係がある。こんなに重要な関係の法律案すらもまだ上程できないようになっていたらくの政府だ。会期一ヶ月になつて、而も公式の議運での約束の点から言いますならば、すでに提出期間を一ヶ月も過ぎて居る今日になつて、国民生活に重要な影響ある法律案を出すということをはつきりと新聞は伝えている。本に出す気があるのかないのか。而も電力再編成の問題につきましては、吉田内閣成立以来、昨年十一月までこれは放つてあつた。放任してあつた。そして昨年十一月になつて電力審議会を設けて、一夜漬の審議をやつた。それに基礎を置いて、池田通産大臣が就任後僅か一週間以内に関議決定をされておる。ここに国政に対する政府の考え方と我々国会の考え方の相違がある。我々はこういう重要なものは慎重なる審議を要する。政府は極めて簡単に扱おうとして居る。これが国政に対するところの考え方の違ひである。一番冒頭に申しましたように、国民のために親切のある政治をやるといふ考えがあるならば、もつと早くこういふ重要

法案を出して十分に国会を通じて国民の声を聞き、国民の要望を国会を通じて政治の上に活かして行かなければならぬと、こういふふうで考えて居る。これに対する増田官房長官の所見を伺いたい。(拍手)

「国務大臣池田勇人君答へ、拍手」
○国務大臣(池田勇人君) 門屋議員の御質問に對しまして、私に對する分をお答え申上げます。
昭和二十四年度の第四・四半期の電力料金並びにその他の事情は只今調査中でございます。もつと早くできると思つておつたのでありますが、何分にも全国に亘ることでございますし、初めての調査で、今暫らくお待ちを願ひたいと思ひます。それまでは二十五年度の電力料金も決まらぬと思ひます。

次は二十五年度の電力の所要量でございますが、大休年間三百四十二億キロワット・アワーを計画いたしております。而して第一・四半期におきましては八十七億キロワット・アワーを計画いたしました。前年の同期に比べて、大体二、三割増配できると考へておりますし、又前期に比べて、一・一三月に比べて、大体二七、八割の増加を期待いたしておるのではありません。

尙、電力再編成の問題につきましては、政府は極力急ぎまして、大体私のお考えに即して、門屋議員のお言葉の通り毛頭その精神において変更はございません。はつきり申上げて置く次第でございます。但し二十五年度の第一・四半期の電力

「国務大臣青木孝義君答へ」
○国務大臣(青木孝義君) 只今門屋議員から御質問がございましたが、第一点は、かねて電力特別委員会が事務当局がそれ(第四・四半期の経過について御説明を申上げて、その際に十四日までには二十五年度第一・四半期の分についてもそれ(資料を差上げる)についてもお約束いたしましたのでございませぬが、これは尙現在検討を重ねておるために、お約束した期日に差上げることができなかったものであります。大体只今のところでは水曜日にはその資料がまとまると存じますので提出いたしたいと存じております。この点をお答えを申上げて置きます。

更に新聞等に云々というお言葉がございましたが、その点は別段責任を負うことはできません。勿論私共はかような重要な問題は、特に調査権ある国会の調査権等について十分配慮いたします。又これらの問題を民主的に決定いたして参りたいという考えにおいては、門屋議員のお言葉の通り毛頭その精神において変更はございません。はつきり申上げて置く次第でございます。但し二十五年度の第一・四半期の電力

「国務大臣青木孝義君答へ」
○国務大臣(青木孝義君) 只今門屋議員から御質問がございましたが、第一点は、かねて電力特別委員会が事務当局がそれ(第四・四半期の経過について御説明を申上げて、その際に十四日までには二十五年度第一・四半期の分についてもそれ(資料を差上げる)についてもお約束いたしましたのでございませぬが、これは尙現在検討を重ねておるために、お約束した期日に差上げることができなかったものであります。大体只今のところでは水曜日にはその資料がまとまると存じますので提出いたしたいと存じております。この点をお答えを申上げて置きます。

更に新聞等に云々というお言葉がございましたが、その点は別段責任を負うことはできません。勿論私共はかような重要な問題は、特に調査権ある国会の調査権等について十分配慮いたします。又これらの問題を民主的に決定いたして参りたいという考えにおいては、門屋議員のお言葉の通り毛頭その精神において変更はございません。はつきり申上げて置く次第でございます。但し二十五年度の第一・四半期の電力

の割当計画につきましては、目下準備中ではございませぬが、その大要を申上げます。

先ず昭和二十五年年度の供給力の見通しといたしましては水力は平水年の可能発電電力、これは御承知と思ひますが、過去の八年の可能発電電力の実績の中、最大と最小のものを除いたものの六ヶ年分の平均値を基準にいたしまして、火力は年間五百万トンの石炭を消費するものとして、総発電目標量を水火力合計三百四十二億二千万キロワット時と見込んでおります。そのうち標準料金を適用する割当供給力につきましては、これに繰込みまする火力発電量を年間三百万トンの石炭を消費するものとして、水火力合計三百二十二億八千万キロワット時とする見込であります。それから昭和二十五年年度の第一四半期につきましては、水力は年間計画と同様に、最大最小を除いた過去六ヶ年平均の平水年を基準といたしまして、火力用石炭は七十五万トンを消費するものとして、水火力合計八十七億八千万キロワット時を割当供給力とする見込であります。それから送電損失を差引いた備用端の割当供給可能量は六十二億三千万キロワット時になる見込であります。これは前期計画に比べてまして二一九兆、前年同期計画に比べてまして一〇三兆に當つておる次第でございます。そのうち電燈、業務用小口電力分が二十二億九千七百万

キロワット時、それから大口産業用分が三十二億四千万キロワット時となる見込でございます。それ、前年同期計画に比べて一〇四兆、一〇〇兆に當つておる次第でございます。右お答え申上げる次第でございます。

〔國務大臣増田甲子七君登壇、拍手〕

○國務大臣(増田甲子七君) 門屋さんにお答え申上げます。

単に電力問題に限らず、行政全般について、政府といたしましては国会の意思をできる限りこれを尊重して、施政の上に具現化すべきは当然でございます。將來共、関係ともく、気を付けて参りたいと存じております。

それから電力の再編成の問題でございますが、これは門屋さんのおつしやるように簡單には考えておりません。門屋さんと全然同感でございます。最も重要な問題と考えております。従いまして関係方面との折衝に時間を要しまして、私が申上げましたあれは原則でございます。例外はもとより許される。その例外として時間をかけて慎重に案を練つております。最近大蔵大臣が申上げたように法文化いたしました、でき得る限り早く提案いたしたすから、その際にはでき得る限り早く御審議願えれば幸甚に存する次第でございます。

〔門屋盛一君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 門屋盛一君、何でありますか。

○門屋盛一君 再質問。

○議長(佐藤尚武君) 再質問は、時間が一杯であります。

○門屋盛一君 一杯じゃない。時間は残つている。五分間喋るのに一分しか喋ってない。

○議長(佐藤尚武君) 五分前に、五分間残つておると申上げたのであります。その五分は一杯に使われまして、十一時二十五分までお使いになつたわけでありませぬ。(「やれ」)と呼ぶ者あり)

○門屋盛一君 三十分の要求だ。

○議長(佐藤尚武君) 時間が一杯でありましたから……。(「又明日改まつてやれ」)毎日やれと呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、日程第二、郵便年金法の一部を改正する法律案、日程第三、郵政省設置法の一部を改正する法律案、(いづれも内閣提出、衆議院回付)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案

は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和二十五年三月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武君

〔小字及び一は衆議院修正〕

附則
この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

1 この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

郵便年金法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和二十五年三月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武君

〔小字及び一は衆議院修正〕

附則
この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和二十五年三月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武君

〔小字及び一は衆議院修正〕

この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

○議長(佐藤尚武君) これより三案の採決をいたします。三案の衆議院修正に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て衆議院の修正に同意することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第四、公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案、(いづれも内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事黒田英雄君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔審査報告書は都合により第三十六号末尾に掲載〕

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年二月二十三日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「国民金融公庫、」の下に「住宅金融公庫、商船管理委員会、」を加える。

第四條の次に次の一條を加える。

（予算の通知）

第四條の二 内閣は、公団等の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したとらに従ひ、主務大臣

臣を終由して、直ちにこれを公団等に通知する。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知があつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第五條第二項中「予算が国会の議決を経たときは、」を「前條第一項の規定による通知を受けたときは、」に改める。

第十條の次に次の二條を加える。

第十條の二 公団等は、第四條の二第一項の規定による通知を受けた予算に基いて、その支拂の原因となる契約その他の行為（以下「支出負担行為」といふ。）に因る所要額及び支拂の所要額について、大蔵大臣の定めるところにより、支出負担行為又は支拂の計画に関する書類を作製し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その承認を経なければならぬ。

2 大蔵大臣は、前項の支出負担行為又は支拂の計画について承認したときは、公団等及び会計検査院に通知しなければならない。

3 公団等は、第四條の二第一項の規定により通知を受けた予算に基いて支出負担行為及び支拂をするには、第一項の規定により承認された支出負担行為及び支拂の計画に定める金額をこえてはならない。

第十條の三 前三條に規定するもの

の外、公団等の予算の執行について必要な手続その他細目については、大蔵大臣が、主務大臣にはかつて定める。

この法律は、公布の日から施行し、公団等の昭和二十五年分の予算から適用する。

〔審査報告書は都合により第三十六号末尾に掲載〕

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年二月二十三日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律

1 アルコール専売事業特別会計において、昭和二十五年末における固定資産及び作業資産の価額の合計額が、昭和二十四年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額より減少したときは、その減少額に相当する金額は、昭和二十五年末において、この会計から一般会計の歳入に納付しなければならない。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

2 前項の規定により一般会計の歳入に納付したときは、その納付した金額に相当するこの会計の固有資本の額を減少するものとする。

〔黒田英雄君登壇、拍手〕
○黒田英雄君 只今上程されました二つの法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

先ず公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について御報告いたします。

今回改正しようとした点の第一は、新たに設置を予想されている住宅金融公庫及び商船管理委員会に対し、これらが政府関係機関であるという建前からいたしまして、他の政府関係機関と同様にこの法律を適用しようとする点であります。第二の点は、公団等の予算が成立したときは、内閣が公団等にこれを通知するのが適当と認められますので、この点を明確にしようとする点であります。第三の点は、公団等

の予算の移用、流用につきましては、大蔵大臣の承認を経ることになつておられますが、経理の適正を期するため、新たに支出負担行為及び支拂の計画についても大蔵大臣の承認を経ることとし、尙、必要ある場合は、大蔵大臣が主務大臣と協議して、予算の執行に関し、國に準ずる統制を行い得るようにならうとする点であります。

さて、本案審議に当りましては種々熱心な質疑応答ありましたが、これは速記録によつて御承知を願います。かくて質疑を終了いたしましたので、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしましたのであります。

次にアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案について御報告をいたします。

本案は昭和二十五年末において、アルコール専売事業特別会計から一般会計の歳入への納付につきまして特例を定めようとするものであります。現在アルコール専売事業特別会計におきましては、毎会計年度の決算上の益金を一般会計の歳入に納付することになつておるのであります。昭和二十五年末におきましては、この会計の昭和二十五年末における固定資産及び作業資産の価額の合計額が、昭和二十四年度末における当該資産の価額の合計額より約一億四千三百万円減少する見込でありますので、その金額をも決算上の一般の益

金約八億五千六百万円と共に、昭和二十五年度において、この会計から一般会計の歳入に納付することにいたさうとするのであります。而してこの減少額の相当しまする金額を一般会計に納付しましたときは、その金額に相当する金額だけ、この会計の固有資本の額を減少することにいたさうとするものであります。

さて、本案審議に当りましては又熱心な質疑応答がありました。これは速記録によつて御承知を願いたいと思ひます。かくて質疑を終了いたしました。討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上本案の報告を終ります。(拍手)
○副議長(松嶋著作) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
先ず公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○副議長(松嶋著作) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松嶋著作) 次にアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○副議長(松嶋著作) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松嶋著作) 日程第六、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

〔審査報告書は都合により第三十六号末尾に掲載〕

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案
右
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 吉田 茂
昭和二十五年三月十一日

開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項を次のように改め、同條第三項中「各年の年賦金のうち元金に相当する部分の合計額が貸付金の額を各年に償還した年賦金の合計額が前條第一項本文の規定による年賦金の合計額」に、「相当する貸付金」を相当する部分」に改め、同條第五項を削る。
前條の規定による年賦金の支拂時期において、経済情勢が第一條の規定による貸付をした時に比し変動したため、開拓者の支拂能力が一般的に著しく増減しているときは、政府は、命令の定めるところにより、その増減に応じて、その年に支拂すべき年賦金額を増額し、又は減額することができる。但し、各年に支拂すべき貸付金の年賦金額は、当初の貸付金の額を償還期間の年数で除した額を下ることができない。
第六條第一項中「第二号から第四号まで」を「第三号若しくは第四号」に改め、同條第三項を削る。
第七條を削り、第八條を第七條とし、同條に次の一項を加える。
前二項に規定するものの外、都道府県開拓審議会に關して必要な事項は、政令でこれを定める。
第九條を削る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際現に開拓者資金融通法第一條の規定により貸付られている資金の償還については、改正後の同法の規定による。

〔楠見義男君登壇、拍手〕
○楠見義男君 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の状況を御報告申し上げます。
先ず法律案の趣旨並びに内容について御説明申し上げますと、政府は国内開拓事業を遂行するため未墾地買収を行い、又開墾につきましては、国営、県営、補助等の方法によりまして、その実効を因つて参つておるのであります。一面、開拓地に入植した者に対しましては、先に昭和二十二年成立いたしました開拓者資金融通法の規定に基きまして、いわゆる営農資金、住宅資金及び共同施設資金を政府みずから貸付け、開拓地における営農安定の基礎を興えておるのでございまして、これらの資金は爾來毎年続けられ、本年度貸付分を算計いたしますと、営農資金四十五億円、住宅資金五億九千万円、共同施設資金一億六千万円、合計五十二億五千万円に達しておる実情であります。而してこれらの資金は一定の据置期間を含め、二十年の長期、且つ極めて低利を以て貸付けられ、据置期間経過後は元利均等年賦償還の方法により償還されることになつており、本年度には共同施設資金の第一回の年賦償還が始まるのでございまして、この償還金額は、現行法第三條の規定によりますと、貸付を受けた時と年賦金償還の時期との間における米穀

の価格の騰落に依りスライドする建前になつており、従つてその後の米価の変動から申しまして、この年賦金もスライドして相当増加される可能性を生ずるわけでございますが、それでは未だ十分の安定を見ておりません一般開拓者の実態に即しない憾みがありますので、今回この点に改正を加え、即ち従来の規定のごとく米価の変動にスライドすることを止め、経済情勢の変動により、開拓者の支拂能力が一般的に著しく増減したときに、初めて年賦金を増減することとしたさうとするのであります。尙この機会に行政簡素化の方針により、中央開拓審議会を廃止することとしたしておるのであります。

委員会は本案審議に入るに先立ちまして、先ず政府側から既往の開拓者資金融通法について説明を聴取いたしましたのであります。それによりますと、未墾地取得面積は昨二十四年十二月末現在で約百六十六万町歩、うち国有地は六十一万町歩、民有地は五十五万町歩であります。開墾面積は二十四年三月末現在で三十五万町歩であります。次に、入植戸数は地元増反関係を除き、昨年十月末現在で累計十七万八千戸、うち二十三年度末までに累計四万七千戸が離脱いたしております。又既存農家との比較におきましては、開拓地における入植農家の営農は、動力、農機具及び馬、役肉牛等の大家畜は遙かに既存農家に及びませんが、山羊、綿羊、豚等の大家畜は逆に多く、乳牛の

普及も開拓の方が若干上廻つており

ます。併し農作物の反当収量につきま

しては、既耕地に比し概して甚だしく

劣つており、従つて経済状況も著しく

劣つておる実情であります。而してこ

のことは、開拓地においてはそれだけ

耐乏生活を行なつておると同時に、今

後の勢力の必要性並びに施策の困難性

を物語つておる次第であります。委員

た次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言も

なければ、これより本案の採決をいた

します。本案全部を問題に供します。

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認

めします。よつて本案は全会一致を以て

可決せられました。

○副議長(松嶋喜作君) 参事をして報

告をいたさせます。

昭和二十五年三月十八日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

在外公館等借入金整理準備審査会

法の一部を改正する法律案

法昭和三十四年法律第七十三号

第五條第一項中「九十日以内」を

「百五十日以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す

述の九十日の期限が本年三月十九日を

以て到来するためであります。本委員

会はこれを審議の上、原案通り全会一

致可決すべきものと決定した次第であ

ります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言も

なければ、これより本案の採決をいた

します。本案全部を問題に供します。

特別会計から一般会計への納付の

特別に関する法律案

一、日程第六 開拓者資金融通法の

一部を改正する法律案

一、在外公館等借入金整理準備審査

会法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君

副議長 松嶋 喜作君

議員

赤木 正雄君

赤澤 興仁君

阿竹齋次郎君

安部 定君

江原 哲翁君

大山 安君

奥 むめお君

岡部 常君

岡本 愛祐君

河井 彌八君

木下 辰雄君

楠見 義男君

来馬 琢道君

西郷吉之助君

高橋龍太郎君

伊達源一郎君

田村 文吉君

藤野 繁雄君

穂積貞六郎君

堀越 儀郎君

矢野 西雄君

山内 卓郎君

結城 安次君

渡邊 甚吉君

小川 友三君

井上なつゑ君

宇都宮 登君

岡元 義人君

尾崎 行雄君

小野 哲君

加賀 操君

鎌田 逸郎君

小杉 イ子君

小宮山常吉君

中山 壽彦君

竹下 豊次君

小林 英三君

野田 俊作君

波多野林一君

早川 慎一君

玉屋 喜章君

水久保甚作君

徳川 頼貞君

松村眞一郎君

- | | |
|---------------|---------|
| 三島 通陽君 | 田口政五郎君 |
| 寺尾 鯉君 | 城 善臣君 |
| 小林米三郎君 | 堀 末治君 |
| 岡崎 眞一君 | 大島 定吉君 |
| 鈴木 安孝君 | 黒田 英雄君 |
| 平沼彌太郎君 | 石坂 豊一君 |
| 小杉 繁登君 | 石原幹市郎君 |
| 今泉 政喜君 | 松野 喜内君 |
| 黒川 武雄君 | 佐々木鹿蔵君 |
| 池田七郎兵衛君 | 藤井 新一君 |
| 伊東 隆治君 | 中川 幸平君 |
| 小林 勝馬君 | 重宗 雄三君 |
| 廣瀬與兵衛君 | 小串 清一君 |
| 林屋龜次郎君 | 門屋 盛一君 |
| 大隈 信幸君 | 油井賢太郎君 |
| 深川榮左エ門君 | 深川タマエ君 |
| 櫻内 辰郎君 | 吉田 法晴君 |
| 田中 利勝君 | 塚本 重藏君 |
| 岩木 哲夫君 | 前之園喜一郎君 |
| 岩崎正三郎君 | 淺井 一郎君 |
| 天田 勝正君 | 羽生 三七君 |
| 稻垣平太郎君 | 松下松治郎君 |
| 下條 恭兵君 | 山下 義信君 |
| 水橋 肇作君 | 千葉 信君 |
| 大野 幸一君 | 千田 正君 |
| 藤田 芳雄君 | 川上 嘉君 |
| 原 虎一君 | 米倉 龍也君 |
| 三木 治朗君 | 岩男 仁藏君 |
| 岡村文四郎君 | |
| 國務大臣 | |
| 大藏大臣 池田 勇人君 | |
| 通商産業大臣 森 幸太郎君 | |

國務大臣 青木 孝義君
 國務大臣 樋貝 詮三君
 國務大臣 増田甲子七君
 政府委員
 大藏政務次官 水田三喜男君
 郵政政務次官 坪川 信三君

〔第二十六号参照〕
 審査報告書
 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
 昭和二十五年三月七日
 厚生委員長 塚本 重藏
 参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
 藤森 眞治 姫井 伊介
 井上なつゑ 小杉 イキ
 石原幹市郎 今泉 政喜

要領書
 一、委員会の決定の理由
 現行法によれば麻薬及び大麻の取締は、各都道府県の吏員の中から厚生大臣が任命した「麻薬取締員」に司法警察権を與え、これが取締を行つていたのであるが、その身分關係は都道府県知事に属し、捜査の指揮の権限は厚生大臣に属している關係上、國の一貫した

麻薬取締行政は困難な状況にあつたので、本改正案は、これを改め國の官吏をして麻薬取締行政を行わしめようとするものであつて、時宜に適した措置と認めらる。
 二、事件の利害得失
 本改正案によつて國の一貫した麻薬取締行政が行われると共に麻薬取締の完壁を期する利益がある。
 三、費用
 本案施行のためには別に費用を要しない。

審査報告書
 帝國石油株式会社法を廃止する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
 昭和二十五年三月九日
 通商産業委員長 高橋 啓
 参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
 玉置吉之丞 中川 以良
 山内 卓郎 宿谷 榮一
 駒井 藤平 境野 清雄
 鎌田 逸郎

要領書
 一、委員会の決定の理由
 本法案は帝國石油株式会社が今般過度経済力集中排除法に基く措置が全く終了したので、その特殊会社としての性格を変更し、商法

による会社として存続させることを趣旨としたものであつて、既に第六回国会の帝國石油株式会社法の一部を改正する法律案の成立の際予定せられていた措置である点に鑑み概ね妥當なる措置と認めらる。
 二、事件の利害得失
 帝國石油株式会社を商法による会社としたことは当該会社の性格及び運営を民主化し、原油生産の増強に寄與する。
 三、費用
 別に費用を要しない。

審査報告書
 地方自治法第五十六條第四項の

規定に基き、電気試験所兼本支所設置に關し承認を求めめるの件
 右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
 昭和二十五年三月九日
 通商産業委員長 高橋 啓
 参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
 下條 恭兵 玉置吉之丞
 中川 以良 宿谷 榮一
 鎌田 逸郎 駒井 藤平
 境野 清雄 山内 卓郎
 阿竹齊次郎

要領書
 一、委員会の決定の理由
 本件は電気試験所の主要業務である電気計器の検定業は九州地方においては僅か福岡支所のみで実施しているのだから、検定見込致が現在のところ、設備能力を上廻つてくる状況にあるので、熊本市に支所を設置して電気計器の検定に特に不便を感じている南九州地方の検定を取扱わしめようとするものであつて妥當な措置であると認めらる。
 二、事件の利害得失
 電気計器の検定業務の円滑化及び電気に関する調査研究並びに技術指導による当該地方の電気事業の進歩発達に資する利益がある。
 三、費用
 本件実施に要する費用は差し当り二十五年予算に計上せられた千八百五十六万六千四百四十円である。

多数意見者署名

下條 泰兵 玉置吉之丞
中川 以良 宿谷 榮一
鎌田 逸郎 駒井 藤平
境野 清雄 山内 卓郎
阿竹實次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日用品検査所は輸出品取締法に基く輸出日用品雑貨の検査の突進機関として設置されたものであるが、近時中京地区及び九州地方に輸産業者が盛んになつたため、出張検査による不便を避け、併せて検査品目の増加に対処して、今回名古屋及び藤岡市に検査所支所を設置しようというのであつて適當な措置と認める。

二、事件の利害得失

日用品検査所支所設置により検査業務の能率的遂行をはかり得ると共に検査内容を充実し得る利益がある。

三、費用

本件施行のために、昭和二十五年予算に一千六百四十六万七千円を計上している。

審査報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月九日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林 英三 藤井 新一
梅津 錦一 町村 敬貴
三好 始 竹下 豊次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政簡素化の方針に基いて、文部省の各種審議会について、その類似のもの等の整理統合、及び物質統制の大綱の縮減、地方分権の進展等の状況の変化に伴い文部省教育施設部出張所を廃止しようというのであつて、その従前通りの機能の發揮、保持、運営については夫々分科審議会の設置、国立学校の建築工事のために技術職員等の長期出張等事務の遂行に遺憾のないよう考慮されているから適切な措置である

二、事件の利害得失

この措置により機構を簡素化し、且つ能率的運営を計り得る利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

日本国憲法第八條の規定による議決案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月九日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林 英三 淺岡 信夫
梅津 錦一 町村 敬貴
三好 始 竹下 豊次

要領書

一、委員会の決定の理由

本議決案は、天皇その他内廷にある皇族が、皇室経済法施行法の規定による贈與の価額以外に、見舞及び奨励のため一年以内になされる賜與の価額が二百五十万円近くになる実情であるが、これらは数々の災害等の罹災者に対するお見舞等のため、実際必要に当面して、その都度憲法第八條の規定に基き国会の議決を経ることが事実上困難であるので昨年度同様予め一定価額二百五十万円を限度として一括して国会の議決を経ようとするのであつて適切な措置と認め

二、事件の利害得失

天皇並びに皇族より國民に対して見舞金、奨励金を贈與されることは、我が國民感情より見ても有意義であるので、前年度実績に徴し、本議決を必要とする。

三、費用

この議決のために別に費用を要しない。

内閣委員会請願審査報告書第一号

一、議院の會議に付するを要するもの。

第七五号 恩給法の改正ならびに恩給支拂促進に関する請願
第一八六号、第一九八号、第二二二号、第二二三号、第二七六号、第三〇三号、第三四六号、第四三〇号、第六九一号、第七〇五号、第七一六号、第七一七号、第九三五号 恩給法臨時特例改正に関する請願
第一九九号 恩給一時金即時支給に関する請願
第六九三号 傷い者の恩給増額等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月七日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 佐藤尚武殿

内閣委員会請願特別報告第一号
恩給法の改正ならびに恩給支拂促進に関する請願
第七五号 名古屋市中村区名古屋鉄道局内国鉄労働組合中部地方評議会内 横山利秋提出
恩給法臨時特例改正に関する請願
第一八六号 大分県速見郡八坂村大字日野二、一二七 岩尾卓三外三千七百十九名提出
第一九八号 兵庫県出石郡出石町寄田九 淺井重壽外八十二名提出
第二二二号 宮崎市清水町六〇中島短英外三千四百四十八名提出
第二二三号 愛知県津島市市堀ノ内町二八四 伊藤伊藏外百三十三名提出
第二七六号 京都市上京区塔之段桜木町三九五 鈴木博也外四百四十名提出
第三〇三号 青森県弘前市大字袋町七六青森県恩給受取者通盟会内 中西西蔵外千四百四十九名提出
第三四六号 大分県西国東郡田原村大字小野八四九 安藤貞雄外三千七百十二名提出
第四三〇号 大阪府南河内郡藤井寺町御陵西 小泉秀外二十九名提出

第六九一号 埼玉県浦和市高砂町一ノ一四八 有元久五郎外四千三百八十七名提出

第七〇五号 栃木県宇都宮市三條町一、三〇四 長澤末次郎外三千七百七十四名提出

第七一六号 愛知県北設楽郡田口町大字田口中島五 窪田五郎外六百九名提出

第七一七号 大分県宇佐郡豊川村大字別府八四 御所隆徳外三千九百三名提出

第九三五号 名古屋市熱田区野立町童子二、九八四 河合光郷外六十名提出

恩給一時金即時支給に関する諸願

第一九九号 大阪市北区牛丸町六五 大阪地方民主主義擁護同盟準備会内 野口政夫提出

傷い者の恩給増額等に関する諸願

第六九三三号 香川県仲多度郡善通寺町国立善通寺病院内 森順三外九十七名提出

右十六件の諸願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月八日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 佐藤尚武殿

意見書案

恩給法の改正ならびに恩給支拂促進に関する諸願

請願者 名古屋市中村区名古屋鉄道局内国鉄労働組合中部地方評議会内 横山利秋

右の諸願は

退職者にとつては、恩給の唯一の生活再生資金であるが、従来からの恩給の支給額の決定および支給は相当に遅延するのが通例であつて、受給者の生活または更生にも差支えることが多いから、これら受給者の要望をくまれて、支給金額の大幅増額、支給期間の明示等恩給制度の円滑な運営を図るため恩給法の適切な改正を行われたい、同時に支給の促進について留意せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案

恩給法臨時特例改正に関する諸願 (十三件)

請願者 大分県速見郡八坂村大字日野二、一二七 岩尾卓三外三千七百十九名

請願者 兵庫県出石郡出石町野田九 浅井重壽外八十二名

請願者 宮崎市清水町六〇 中島短英外三千四百八十八名

請願者 愛知県春日井市堀ノ内町二八四 伊藤伊蔵外百三十三名

請願者 京都市上京区塔之段桜木町三九五 鈴木博也外四百四十名

請願者 青森県弘前市大字袋町七六 青森県恩給受取者連盟会内 中西西蔵外千四百四十九名

請願者 大分県西国東郡田原村大字小野八四九 安藤貞雄外三千七百十二名

請願者 大阪府南河内郡巖井寺町御陵西 小泉秀外二十九名

請願者 埼玉県浦和市高砂町一ノ一四八 有元久五郎外四千三百八十七名

請願者 栃木県宇都宮市三條町一、三〇四 長澤末次郎外三千七百七十四名

請願者 愛知県北設楽郡田口町大字田口中島五 窪田五郎外六百九名

請願者 大分県宇佐郡豊川村大字別府八四 御所隆徳外三千九百三名

請願者 名古屋市熱田区野立町童子二、九八四 河合光郷外六十名

右十三件の諸願はいずれも

第三国会において、恩給法臨時特例が改正されて、恩給の増額が実現されたが、困窮の度を加えている恩給受給者の生活を保障するため、さらに本特例を改正されて、国家公務員に対する賃金ベース更改の都度現受給者の仮ほう給年額もこれと並行して更改する法的処置をとられることにも、また恩給額の不均衡を是正されて、受給者の生活維持に必要な所得を給與されるより処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案

恩給一時金即時支給に関する諸願

請願者 大阪市北区牛丸町六五 大阪地方民主主義擁護同盟準備会内 野口政夫

右の諸願は

政府は官公署関係労働者を整理したまま失業対策に全く等閑に附され、しかも整理後四箇月を経過しているにもかかわらず当然支拂われるべき恩給一時金が未だに支拂われていないから、恩給一時金を即時支拂われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂殿

意見書案

傷い者の恩給増額等に関する諸願

請願者 香川県仲多度郡善通寺町国立善通寺病院内 森順三外九十七名

右の諸願は

戦争の犠牲者である傷い者の保障は、現在わずかに最高年額二千余円が支給されているに過ぎないので、これらの人々の窮状は年と共に深刻の度を加えている。とりわけ治療を要する患者はわずかな恩給を受けているためかえつて医療保護が得られないといふ悲惨な現状であるから、(一)傷い者の恩給増額、(二)右恩給受給者の医療保護規定の設定等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂殿

内閣委員会陳情審査報告書第一号

一 号

一議院の會議に付するを要するもの。

第七一号 恩給法臨時特例改正に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月八日

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長 佐藤 尚武殿

内閣委員会陳情特別報告第一号

恩給法臨時特例改正に関する陳情

第七一号 兵庫県川辺郡中谷村

内馬場 野路静夫外十三名提

出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月八日

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長 佐藤 尚武殿

意見書案

恩給法臨時特例改正に関する陳情

陳情者 兵庫県川辺郡中谷村内

馬場 野路静夫外十三名

右の陳情は

第三回国会において、恩給法臨時特

例が改正されて、恩給の増額が実現

されたが、困窮の度を加えている恩

給受給者の生活を保障するため、国

都度、現受給者の仮ほう給年額もこ

れと並行して更改する法的処置をと

るとともに、また、恩給額の不均衡

を是正されて、受給者の生活維持に

必要な所得を給與されるよう処置せ

られたいとの趣旨であつて参議院

は、願意の大体は妥当なものなりと

思う。よつて内閣に鋭意これが実現

に努力せられたい。ここに国会法第

八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣 吉田茂殿

定価 一部 六円五十銭

送料 夾費

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷 庁
電話 九段五三一
東京一九〇〇 官報課